

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年4月6日 12時30分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市遠見埼西方沖 土佐清水港平箸防波堤灯台から真方位172° 1,000m付近 (概位 北緯32°45.4′ 東経132°57.2′)
事故の概要	漁船豊漁丸は、北進中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年4月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 豊漁丸、4.6トン
船舶番号、船舶所有者等	KO3-28301（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部及び両舷キール部に亀裂を伴う損傷、舵及びプロペラの曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 4.0m/s、視界 良好 海象：波高 約1.4m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、カツオの引き縄漁を終えて土佐清水市土佐清水港に向けて約5ノットの対地速力で北進していた。 船長は、航行中、気分が悪くなって5～10分位うつむいていたところ、衝撃があり、本船が岩礁に乗り揚げ、機関が停止したことに気付いた。 船長は、押し寄せる波に乗じて鈎棒で岩礁を押し本船を離礁させ、機関を再始動したのち、土佐清水港へ帰港した。 本船の喫水は、船首尾共に約0.3mであった。
分析	本船は、土佐清水港に向けて北進中、船長が、気分が悪くなってうつむいていたことから、岩礁に向かって航行していることに気付かず、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が北進中、船長が、気分が悪くなってうつむいていたため、岩礁に向かって航行していることに気付かず、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型漁船の船長は、操船中に体調不良を感じた際、安全な場所で漂流又は停泊して体調の回復を待つ、あるいは、海上保安庁に救助を要請すること。